

平成 22 年度 第 1 回三条市地域自立支援協議会会議録

- 1 開 会** 平成 22 年 10 月 4 日（月） 午後 2 時
- 2 場 所** 三条市役所大会議室
- 3 出席者** 委員 13 名
丸田会長、平林副会長、高井委員、西潟委員、猪山委員、嶋田委員、
樋熊委員、外山委員、鍋嶋委員、本田委員、内山委員、田中委員、
栗山委員
欠席 1 名（山下委員）
事務局
小川福祉課長、関崎課長補佐、駒形福祉政策室長、土田障がい支援係長、
草野主事、古俣主事
相談支援事業者
障がい者就業・生活支援センターハート：阿部相談支援専門員
相談支援事業所つなぐ：外山相談支援専門員
相談支援事業所ひめさゆり：目黒相談支援専門員
相談支援センター青空：志田相談支援専門員

4 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 自己紹介
- (3) 議 事
ア 会長・副会長の互選
イ 三条市地域自立支援協議会の組織について
ウ 平成 22 年度の取組について
エ 相談支援事業実績について
オ その他
- (4) 閉 会

5 会議の経過及び結果

(1) 開 会

(駒形福祉政策室長)

ただ今から、平成 22 年度第 1 回三条市地域自立支援協議会を開催させていただく。
本日は、皆様から委員に就任していただき、最初の会議のため、会長・副会長が不在となっている。会長が決まるまでの間、事務局で会議を進行させていただく。

(2) 自己紹介

(駒形福祉政策室長)

初めに、委員名簿の順に自己紹介をお願いしたい。

なお、本日は名簿のNo. 6の三条公共職業安定所の山下委員が欠席となっている。
それでは、名簿順に丸田委員から願います。

(丸田委員から順に自己紹介)

(駒形福祉政策室長)

なお、本日の会議は委員定数 14 名のところ 13 名の出席をいただいております、会議が成立していることを報告する。

次に、事務局を紹介させていただく。本協議会の事務局を運営するに当たり、行政側と協働している市内 4 か所の相談支援事業所相談支援専門員を紹介させていただく。

(阿部相談支援専門員から順に自己紹介)

(駒形福祉政策室長)

続いて、事務局を所管する福祉課の課長以下、担当職員の自己紹介をさせていただきます。

(小川福祉課長から順に自己紹介)

(3) 議 事

ア 会長・副会長の互選

(駒形福祉政策室長)

それでは、これより議事に入る。

最初に、会長・副会長の互選を行う。会長は、本協議会設置要綱第 5 条第 1 項で、委員の互選により決定することとなっているため、皆様方から意見を願いたい。

(「事務局に一任」との声あり)

(駒形福祉政策室長)

事務局へ一任との声があったので、事務局の案を示させていただきます。

事務局としては、会長には引き続き、新潟医療福祉大学副学長の丸田委員に願いたいと考えているがいかがか。

(全員異議なし)

(駒形福祉政策室長)

異議が無いので、会長は丸田委員に願います。丸田委員は会長席に移っていただき、挨拶を願いたい。

(丸田会長)

全県的に見ると、各市町村の自立支援協議会の運営については多くの考え方があ
るが、もともと三条市は障がい者雇用に関してトップリーダーという位置付けがあ
るため、この協議会として特に就労支援に関しては特色ある取組を展開させていた
だき、引き続き新潟県のトップリーダーとして役割を担っていけるように一生懸命
取り組んで参りたいと考えている。

(駒形福祉政策室長)

それでは、これからの議事について会長から願いたい。

(丸田会長)

それでは、これからの議事について私の方で進めさせていただく。

続いて、副会長の選出に移りたいと思う。副会長の選出についても、本協議会設置要綱第5条第1項により、委員の互選で定めることとなっている。委員の皆さんからの意見をお願いしたい。

(委員からの推薦なし)

(丸田会長)

副会長の選出についても、事務局の案があればお願いしたい。

(駒形福祉政策室長)

副会長は、今までサービス事業所へお願いしていた経緯もあるため、今回はピュアハウス管理者の平林委員を推薦させていただく。

(丸田会長)

ただ今、事務局から副会長に平林委員との推薦があったがいかがか。

(全員異議なし)

(丸田会長)

それでは、異議の無いものとして、副会長は平林委員をお願いしたいと思う。平林委員は副会長席に移っていただき、挨拶をお願いしたい。

(平林副会長)

不慣れではあるが、よろしくをお願いしたい。

(丸田会長)

それでは、議事に入りたいと思う。

委員の皆様から活発な意見を頂戴し、充実した協議会となるよう重ねてお願いしたい。なお、会議時間については、最大3時半を目途としているため、よろしくをお願いしたい。

イ 三条市地域自立支援協議会の組織について

(丸田会長)

では、「議事イ 三条市地域自立支援協議会の組織について」事務局から説明をお願いしたい。

(福祉課福祉政策室 古俣主事)

それでは、資料1により説明させていただく。

今回、新たに委員になられた方もいるため、初めに平成19年度の立ち上げから昨年度までの開催経過について話をしたいと思う。

まず、本協議会の開催経過について簡単にまとめさせていただいている。本協議会は、平成19年3月に設置し、昨年度までに6回協議会を開催している。平成19年度は、協議会の立ち上げを行った。平成20年度は、協議会の目的である「三条市障がい者計画、三条市障がい福祉計画の見直し」と「相談支援事業の充実」という

二つに取り組む予定であったが、第2期三条市障がい福祉計画の見直しの時期が重なったことにより、相談支援事業の充実に関して具体的な取組を行うことができなかった。

そのことを踏まえ、平成21年度は協議会の目的について再確認した上で協議会のステップアップについて改めて検討を行った。そして、実際に連絡調整会議において抽出された地域の課題の一つである「日中一時支援サービスの確保」ということから、具体的に事業所へのヒアリングや情報交換会を実施し、サービス確保への取組が行われるようになった。

そうした取組から、平成22年度は、引き続き相談支援を充実させるための手立てとして事業所情報交換会と（仮称）相談支援部会を開催するという事で承認をいただいていた。

平成21年度の経過を踏まえ、今年度、実際にその二つの取組について検討を始めたところ、平成21年度の協議会で示されていたことは、相談支援の充実ということを中心に考えていたこともあり、連絡調整会議を中心とした二つの連携のイメージだけで協議会全体の関係性やイメージについては示されていなかった。

そのため、本協議会の事務局である連絡調整会議では、まず平成22年度の取組を含めた協議会の組織イメージを整理し明確化することで、障がい福祉関係者はもちろん、多くの人にとって協議会が理解しやすいものとなるのではないかと考え、今回、4ページに記載の案を示させていただいた。

なお、イメージ図の左側の真ん中辺りに※相談支援ケース検討会とあるが、平成21年度時点では（仮称）相談支援部会とされていたものである。開催に当たり、連絡調整会議で協議を行い名称の変更をさせていただいた。

以上、三条市地域自立支援協議会の組織について資料1に関する説明を終わらせていただく。

（丸田会長）

ただ今、事務局から本協議会の組織がどのような構造になっているか、改めて協議会全体の組織イメージについて説明いただいた。各委員から質問や意見があれば頂戴したい。

初めての方もいるが、国が示しているイメージ、それから県が示しているイメージの三層構造になっており、一層目として全体会議があり、連絡調整会議が二層目としてあり、その下に部会などを起こしながら個別支援会議の中で取り上げられた個別のケースを各部会で検討していくというような三層構造になっているが、三条市の場合は、全体会、連絡調整会議、その下に相談支援ケース検討会、事業所情報交換会という仕組みを用意しながら、障がい福祉サービスを提供している中で個別に出た事例をそこで検討し、問題解決を図っていくという全体図になっている。

ぜひ、それぞれの立場から質問や意見をお願いしたい。

(外山委員)

障がい者自立支援は非常に大切な活動だと思う。特に、国で一定の雇用という義務付けがあるが、商工会議所の会員でもそのことを知らない人が多いため、それを国が決めた通り一つの経済対策であり、目標としてやるように働きかけていかなければと思っている。商工会議所の経済対策委員会で扱っても良いが、そういった議題・テーマを取り上げて議論してくれということで、協議会から声掛けをして機会を作っていただきたい。

(丸田会長)

今ほどの発言の趣旨は伝わったか。

三条市内、地域の事業所の中で法定雇用率があるということ自体、十分承知していない方がいると思われる。ぜひ、協議会で障がい者の雇用を巡る事柄について取り上げていただき、そして、まだ十分ご存知いただいていない事業所に対して必要な手筈なり指導を行ってはどうかということであった。

(外山委員)

私の会社では、障がい者雇用をしたいのだが、ミスマッチなことが多い。できれば有能団体の力添えをお願いしたい。

(丸田会長)

今、外山委員から発言のあった事柄に関して全体会で取り上げるか、それとも連絡調整会議で一度調整をするか、それとも事業所情報交換会で実態を踏まえながら検討するか、取り上げ方について事務局ではどのように考えるか。

(駒形福祉政策室長)

まず、全体調整を担っている連絡調整会議もあるので、そこで一度検討させていただき、できればこの後説明させていただく事業所情報交換会の中に新しく就労支援というテーマで設けたグループがあるため、そういったところでも検討できないかまた協議させていただきたいと思う。

(丸田会長)

組織におけるイメージについては、今日、ご発議をいただいたため、一旦、連絡調整会議の中でどのように議論していくかについて調整させていただきたいという趣旨であった。

他にはいかがか。

(田中委員)

自立支援協議会というのは、全体会も全部含めてという図だと、自立支援協議会という今の会議はどうなるのか。

(丸田会長)

この会議が全体会になる。

(田中委員)

それなら分かった。

(丸田会長)

今日は全体像を説明してもらったわけだが、自立支援協議会といったときに、全体会で取り上げる事柄と、連絡調整会議で取り上げる事柄と、相談支援ケース検討会なり事業所情報交換会で取り上げる事柄にそれぞれ違いがある。

三条市内には、たくさんの障がい者がいる。生活介護の面で苦労があったり、就労に関する課題を抱えていたり、あるいは様々な障がい福祉サービスを利用している中で不具合があったり、使い勝手が悪いことがあったときに、それをまずは個別のケース会議の中で取り上げる。個別ケース会議で解決するものは解決し、そこで解決しないものは相談支援事業者から入ってもらい、そこで解決する。そして、事業所情報交換会で解決するものはそこで解決する。それでもなお、解決しない大きな問題や、三条市の施策との関係が出てくることがある。例えば、制度だとかそういうものに関しては、一旦、連絡調整会議の中で調整してから、全体会議の中で協議し、承認が得られたら三条市の施策に反映をして、意見を述べていくという全体像になっている。

(田中委員)

実は、委員として加わった初めからなかなかイメージがつかめていなかった。

(丸田会長)

三条市の特徴は、紹介があったが相談支援事業者の相談支援専門員がこの全体会の事務局の中に加わり、出た意見などについて十分聴きとっていただくという仕組みになっているのが特徴だと思う。

他にはいかがか。

(意見、質疑等なし)

(丸田会長)

いきなり全体像から入ってしまったため、なかなか発言がないかもしれないが一通り議事を進めていき、またご意見等あれば頂戴したいと思います。

それでは、議事イ「三条市地域自立支援協議会の組織について」は、本協議会で了承いただけるということによろしいか。

(全員異議なし)

(丸田会長)

では、了承することとする。

ウ 平成 22 年度 of 取組について

(丸田会長)

次に、議事ウ「平成 22 年度 of 取組について」事務局から説明をお願いしたい。

(福祉課福祉政策室 古俣主事)

それでは、平成 22 年度 of 取組について説明させていただきます。

ここでは、事前に送付させていただいた資料のうち、「資料2 平成22年度の取組について」と本日資料で配布させていただいた「資料2参考 就労支援サービス事業所連絡会議について」と「パンフレット」について、順に説明させていただきます。

まず、「資料2 平成22年度の取組について」説明させていただきます。

(1 ページ)

記載してある図は、昨年度最後の協議会で示させていただいた、連絡調整会議を中心とした今年度新たに取り組むこととした二つの取組をまとめたものである。

それでは、今年度9月までの取組状況について報告させていただきます。

まず初めに、図では（仮称）相談支援部会と書かれている取組について報告させていただきます。

(2 ページ)

まず、取組を行うに当たって名称が仮称となっていたこともあり連絡調整会議にて、具体的な取組内容を含め検討させていただいた。

そして、開催目的にもあるように相談支援を中心とした総合的な支援のための連携体制を構築するとともに、相談支援専門員自身の支援スキルの向上ということから、まずは相談支援専門員が抱えているケースを事例として検討することでスキルアップを図ることとし、名称を相談支援ケース検討会とした。

9月末までに5回開催しており、具体的な開催状況については3ページを参照してもらいたい。

(3 ページ)

原則、毎月第3木曜日に1時間半を目途に開催している。また、ただケースを検討して終了とするのではなく、検討会終了後どのような支援を行いケースがどのようになっているのか年2回（今年度は8月と2月）モニタリングを行う機会を作っている。

(4 ページ)

5回の開催から見てきたことは、それぞれの相談支援専門員が抱えているケースについて具体的に検討する機会ができ、相談支援専門員自身のケースの振り返りや支援スキルの向上につながった。このことは、支援方法等について相談できる相手が増えるとともに、専門相談員や保健師といった別の視点からの助言を得る機会ができ、連携を図ることにもつながった。

また、一方で障がいについてだけでなく生活困窮など様々な家庭の問題により支援困難なケースが増加していることが見てきた。

そうしたことを踏まえ、相談支援ケース検討会では次のことを、今後、取組みたいと考えている。

(5 ページ)

まず、一点目として相談支援スキルの向上と法人の枠を超えた連携体制を構築す

るためにも、この相談支援ケース検討会の開催を継続したいと考えている。

二点目としては、この検討会を開催することで保健師と連携を図る機会ができてきたことから、実際に協働してケース対応する際に、より柔軟な対応ができるよう連携の強化を図っていきたいと考えている。そして、可能性としては保健師以外にも高齢者の相談窓口である地域包括支援センター等と連携を図る機会も作っていきたいと考えている。

(6 ページ)

続いて、事業所情報交換会について報告させていただく。

開催目的としては、記載の通り、サービス事業所間で情報交換可能な機会を作り、法人間の枠を超えた職員間の交流を促進することと職員及び事業所全体として支援スキルの向上とサービスの均質化を図ることを通じて、相談支援を中心とした連携体制の基盤を整備するとさせていただいている。

(7 ページ)

開催経過について記載させていただいている。年に3回開催する予定となっており、4月に第1回事業所情報交換会を開催した。出席者、会議の概要については記載の通りである。昨年度お示しさせていただいた予定では、10月と2月に開催となっていたが、第2回については、10月末から11月初旬、第3回は3月中旬から下旬と少し開催時期を動かさせていただきたいと考えている。時期を変更させていただく理由については後で説明させていただく。

(8 ページ)

まだ一回しか開催していないものの、開催から見えてきたことが三点ある。

一点目は、昨年度予測させていただいていた通りサービス事業所の数が少ないにもかかわらず、事業所間であまり情報共有されていないことが明確となった。

二点目は、「サービス管理責任者の仕事はどこまでか」等、普段はなかなか人に聴けない内容について情報交換が行われており、制度改正などでサービス事業所自体、困惑している部分も多いということが分かった。

そして、三点目は特に「就労」ということに関して様々な課題があることが見えてきた。

(9 ページ)

会議で挙げられた障がい者の就労に関する課題である。

こうしたことを踏まえ、事業所情報交換会の今後の取組について連絡調整会議において検討したところ、障がい者の就労についてもっと具体的な検討をしていく必要があるのではないかという議論になった。

(10 ページ)

そうしたところ、障がい者就業・生活支援センターと市内6か所の就労支援サービス事業所が任意で「就労支援サービス事業所連絡会議」を立ち上げ、障がい者就

労について具体的に検討し始めたことが分かった。

就労支援サービス事業所連絡会議については、後ほど詳しく説明させていただく。

(11 ページ)

そして、そうした動向から可能性として考えられることは、事業所情報交換会と就労支援サービス事業所連絡会議で協働することにより、更に就労に関する課題やニーズを掘り起こすことができるのではないかとということと、その掘り起こされた課題やニーズに対し具体的に取り組むことができるのではないかとということであった。

(12 ページ)

そこで、就労支援サービス事業所連絡会議と協議させていただき、事業所情報交換会という取組の中で、特に「就労支援」というテーマについて議論していく場として就労支援サービス事業所連絡会議に担ってもらおうという協働体制を作ることにした。

(13 ページ)

今年度、開催を予定している2回の事業所情報交換会については、第1回を開催した際に取らせていただいたアンケートで「協議会のことについて詳しく知りたい」という要望が出ていたことから開催予定を少し遅らせていただき、今回と来年3月に予定されている協議会で話し合われた内容を中心に情報共有の機会にしたいと考えている。

続けて「資料2参考 就労支援サービス事業所連絡会議について」説明させていただく。

(1 ページ)

開催について記載している。出席事業所は、障がい者就業・生活支援センターハート、いからし工房、杉の子工房、さくら、ピュアハウス、レストランひめさゆり、ともしび工房という7つの事業所で、毎月1回1時間程度の会議を開催している。

(2 ページ)

まず、連絡会議ではどういったことが課題なのか、ニーズは何なのかといったことを明確にするため、事業所の情報交換を行い、まず上がってきたのが働く場についての課題であった。

そうしたことから、まず課題解決のためにできる取組は何かと考え、出てきた案が企業向けのパンフレットを作成するということがあった。

(3、4 ページ)

そして、パンフレット作成に当たってどのような内容にしたら良いのか、企業側に一番訴えたいことは何なのかということについて議論していき、パンフレットの原案を作成した。

皆様に配布してあるものが、そのパンフレットの原案になる。確認いただき、意

見等あれば聞かせたい。

以上、平成 22 年度の取組について資料 2、参考資料、パンフレットに関する説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

早速委員の方々から質問、意見を頂戴したいと思うが、外山委員がこの後 45 分で退席予定のため、後半の方の障がい者の就労に向けた支援への取組について意見等あれば先に述べてもらいたい。

(外山委員)

少し理解不足な部分もあるが、今問題としているのは企業の中にいるのではなく、こういった支援事業所で仕事をするという話のことなのか。

(丸田会長)

ゆくゆくは企業、いわゆる一般企業等における就労移行に結びつけていく取組をどう促進するかということも大きなテーマなのだが、両面ということで考えていただきたい。

(外山委員)

こういったものが色々あることを、事業主がどこまで理解しているのかという疑問がある。商工会議所の経済対策委員会で、議題として取り上げる方が良いと思う。今までは取り上げたことが無かった。

(丸田会長)

補足として高井委員へ聞きたい。

これは、あくまでも事業所において就労支援している立場の人たちが集まって作った「必要な情報を事業主へ提供していこう」という事業主の方に対するパンフレットであるが、ねらいや将来目指している方向性があれば聴かせてもらいたい。

(高井委員)

このパンフレットは、企業向けのパンフレットという形で作成したということになるが、企業から仕事をもらって施設の中で作業をし、通ってくる利用者へお金を少しでも上乗せして、高い工賃の支払いをしようという取組をしている施設がまず一つある。

それから、施設の中の訓練だけでなく、実際に会社へ行き実習をして、その現場実習を含めた中で、就職をして頑張ってもらおうという取組をしている施設があり、対局している。

丸田会長が言われたように、二つの側面の中で進めていきたいということで、連絡会議で集まった当初、施設がどういったところなのか企業は分からないののではないのか、何をやっているのか実際に仕事を卸している事業所であれば分かるかもしれないが、どういった人がやっているのか本当に働ける人がいるのか、実態が分からないというところがあるのではないかとということであった。そういった部分で、

こちら側からまず情報発信していった方が良いのではないのかということと、もし機会が取れるならば見に来て知っていただくのが一番手っ取り早い方法ではないかということもあり、パンフレットでは「皆さん見にいらしてください」という一文を入れさせてもらい作成した。

(丸田会長)

事業所サイドの取組に関して、企業側からはどのような評価をいただけるものか。

(外山委員)

まず、雇用ということについては、国がある一定の基準を示しているが、こういった事業所に出しなさいということについては触れられていなかったと思うがどうか。

(高井委員)

確かにその辺の取り決めは特にはないが、新潟県の取組としては工賃を上げようということを推し進めている。そのため、県庁では仕事の中でも施設（事業所）でできるものは施設へ依頼するというので、今取り組んでいるようである。

(外山委員)

直接雇用と同時に、このような働きかけを効率的にやるのも一つの方法だと思う。

三条商工会議所の状況からすると、こういうことに今まで取り組んでいない。ぜひ、こういうものがあるということを議題で取り上げるよう働きかけていただきたい。例えば、事業所がこういった取組をしているということについて、知っているか知らないかといったアンケートを商工会議所にすることも一つだと思う。

(丸田会長)

関連して、発言はあるか。

商工会議所の中では、障がい者の雇用を巡る事柄に関して、きちんとテーマを設けて議論したという経過は必ずしもあったわけではない。今後、企業として障がい者をどう雇用していくかというテーマと、もう一つは三条市内のたくさんの就労支援に関する事業所があるため、そこの関係をどうしていくのかという観点をテーマにして、商工会議所では議論をしていきたいという外山委員の話があったが、その辺に対して期待する所や要望があれば、特に内山委員や田中委員から要望、意見があればお願いしたい。

(内山委員)

うちの子に関して就労という面では、全く期待できない状態のため今のところ考えられない。

(丸田会長)

期待できないというのはどういうことか。

(内山委員)

あまりにも状態が重度である。

(丸田会長)

子どもの状態が重度で、就労ということがテーマになってきたとしても、具体的になかなかイメージができないということか。

(内山委員)

そうである。

(丸田会長)

田中委員や栗山委員はいかがか。

(田中委員)

精神障がい者は、幅があり働くことを全く考えられない人もいるし、働きたいけれども、どうしても雇ってもらえなかったり、周囲から見ても働くことは無理じゃないかという人でも、働きたいという気持ちのある人もいる。一方で、私は図書館でずっと働いているし、インターネット関係の仕事をしている人もいる。割と幅があり、色々な仕事ができる色々な所で働ける人がいるのだから、そういうことをアピールしたり結びつけることができたなら良いと思う。適切な配慮があれば働くことができる。

(丸田会長)

また、働き方も色々あると思う。

栗山委員はいかがか。

(栗山委員)

小さい子を持つお母さんたちは、将来自分たちの子が一般就労できたらいいなという願いなので、そういう事業所がいっぱい増えていってくると良い。

また、このパンフレットを見ると、小さい子のお母さんは多分こういったことも知らないため、これは将来の目安になり、お母さんたちに喜ばれるのではないかと思った。事業所だけでなく、機会があればお母さん方にも見る機会が欲しい。

(丸田会長)

栗山委員の指摘について、平林副会長からコメントがあればお願いしたい。

(平林副会長)

事業主の方だけでなく、学校関係者や色々な方に知ってもらうということも必要だと思う。

(丸田会長)

特に、養護学校の小学部、中学部にいるお子さんの場合、親御さんが将来何年か後を考えたときに、三条市内にこういった就労支援関係の事業所があって、どんなことをやっているかということ、早い時期から知っておくということに意味があるということである。

他に意見があればお願いしたい。

今日は、県の地域振興局から嶋田委員においでいただいているが、先ほど外山委

員から行政との関係について若干話があったが、行政の立場から伺えることがあればお願いしたい。

(嶋田委員)

直接、答えにならないが、今、話があったように授産施設の賃金アップということに取り組んでいる。なかなか難しく、本庁の各課、あるいは各地域振興局で施設ができる仕事を探している状態である。正直、出す仕事の中身が少量、金額的にも非常に小さいものが多く、仕事の数はある程度できたとしても、授産施設の賃金アップというところまでなかなかつながっていない状況がある。

ちなみに、各地域振興局の依頼状況を見ると袋詰めの仕事や何か会議のときの受付の手伝いをしてもらうとか、障がい者の方が可能な範囲で出しているため、作業の数をたくさん頼んでも、結果として金額的には大きな金額につながっていない。それは、もともと今まで県職員が自らやったものを依頼として出すという部分が多く、新たに創造したものを出すというような形になっていないためではないかと思う。

実際の成果としては、これだけアップしている状況かというところまで至っておらず、努力しているという状況である。

(丸田会長)

一つの目安として、三条市内ではおおよそ1か月の工賃は1万円を超えているか。

(西潟委員)

様々である。私たちの事業所は、平均して8～7千円程度である。

(猪山委員)

私たちの所も、7～8千円である。

(嶋田委員)

目標としてはどれくらいの金額になるのか。

(丸田会長)

倍増と言っているため、1万4～5千円か2万円近くを想定しているのか。

(西潟委員)

昨年は1万2～3千円という県の平均だった。

(嶋田委員)

9千円くらい開きがあるということだった。

(丸田会長)

大体そのような実態である。事業所で働き収入を得るといったときに、三条市内では1か月7～8千円である。

(外山委員)

1人か。

(丸田会長)

そうである。

そこを商工会議所の力を借りながら、少しでも収入がアップできるような方法があるかということを検討できるだろうか。

(外山委員)

申し訳ないが、その前にこういった内容を意外と企業主は知らない。まず、情報を出して、経済対策委員会の一つの課題としていきたいと思うが、情報交換の必要があると思った。

(田中委員)

雇われさえすれば良いというものではなく、ちゃんと理解してもらいたい。最低賃金以下でも働いてくれるような労働者を求めているとかだと、雇っても結局短い期間で辞めてしまうということばかりになってしまい、障がい者にとっても良くない。その点について、しっかりしたところがあれば良いと思う。

(丸田会長)

この協議会で商工会議所の代表の方から入っていただき、実態を全体会の中で少し理解し、細かな問題などを含めて商工会議所の委員会などで検討していただく。

そして、こちらの就労支援をしている事業所と委員会との情報交換のようなものが少しずつでも展開していけると、多分他の市町村にはない展開ができると思う。ぜひ、外山委員から力添えをお願いしたい。

(高井委員)

工賃の倍増も合わせて、雇用率の問題もあり、私ども支援センター自体が障がいを持つ方の就職支援と働いた後の定着支援、雇用主への相談を含め、施設と各関係機関との連携を取りながら支援させてもらっている。実際、今日、ハローワークの委員が欠席しているが、雇用へ向けた取組でもまた今後一緒に協議させていただけるとありがたい。

(外山委員)

私の三条商工会議所での任期が今月いっぱい終わるため、引き継がせていただく。

(丸田会長)

引き継いでいただいた後も、企業の社長として一方でお力添えいただけるとありがたい。

(外山委員退席)

(丸田会長)

外山委員がいるうちに就労支援に関する意見交換をさせていただいた。では、そもその相談支援ということに戻り、ご意見等あればお願いしたい。

樋熊委員はいかがか。養護学校に身を置く中で、三条市における相談支援事業の進め方の中で何か手ごたえを感じていたり、あるいは新たに要望や意見等持ってい

ればお話しいただきたい。

(樋熊委員)

やはりうちの学校も、卒業後の行き先ということが一番大きな課題となっている。今週から、それぞれ校内で現場実習に入ったが、なかなか実習先が見つからないというところは高等部でも頭の痛い問題の一つである。

また、それと同時に、様々な家庭状況を抱えているお子さんがおり、生活の安定のための支援ということでは、生活を送ることが一番の基盤になるため、安定した生活をするためにどのように学校として関わっていったら良いか様々な相談支援事業所へ相談をつなげたりしている。

(丸田会長)

西潟委員、この話に関連して意見があればお願いしたい。

(西潟委員)

私たちの事業所を利用している方の中にも、実際に、年金と施設の工賃で生活している方がおり、親御さんがどこまで支援を続けなければならないのかということが課題になっている。以前から比べると、生活弱者という問題は全事業所でも増えていると感じる。

就職をして、自分の力で生活できる環境を設定してあげられるような取組をしていかなければならないと思っている。また、高齢の問題はどの事業所にもあり、60歳を過ぎ70歳近い方も実際にいるためどうしていったら良いのかと思っている。ずっと施設にいることはできないし、その問題に通所施設の職員では支援できないということもあって、相談支援の方に相談している。

(丸田会長)

養護学校の生徒達が、社会へ出るに当たっての実習施設そのものに苦労していること、そもそも日々の生活を維持すること自体なかなか大変な問題を抱えている事例も養護学校で抱えている。養護学校の中だけでは解決できないため、色々な機関の力を借りなければ解決できない問題もあるのだろう。

(平林副会長)

やはり、早い時期からの職業体験は必要な経験だと思う。また、家族支援となると大変デリケートな部分もあるが、学校だけでなく相談支援も含めた中でどのような関わりが必要なのかということ協議していく必要があると思う。

(丸田会長)

樋熊委員から指摘頂いた、個別のケースごとに検討会議に持ち込んでいく取組というのは、一般化されてきているということによいか。それとも、まだ相談支援事業者が検討する会議の所に個別のケースとして持ち込んでも課題がありそうか。

(樋熊委員)

既に個別のケースをたくさん相談支援事業所をお願いしている。先ほど言われた

ように、家族の問題は非常に慎重に扱わなければならない部分もあり、学校として立ち入れる部分と行政サイドから立ち入れる部分があるため、上手に役割分担しながら個別に色々なケースを進めている。

(丸田会長)

相談支援事業者だけでもなかなか解決できず、例えば生活保護といった行政の力を借りなければ解決しないような個別の事案を持っていると思うが、その辺はどのように考えていけば良いか。連絡調整会議での協議になるのか、それとも相談支援ケース検討会に生活保護の担当なり、障がい福祉の担当から入ってもらい、そこで行政と連絡調整が必要なところは調整するということになるのか。イメージ等あれば聴かせてもらいたい。

(土田障がい支援係長)

ケースによっては、相談を受け付け、障がい福祉の担当職員、そして当然、生活困窮、生活弱者の方であれば、福祉課内に生活保護担当もいるため、その都度、担当者から入ってもらい検討をしている。

(丸田会長)

相談支援を巡るケース検討会、それから就労支援を巡る会議、事業所情報交換会とつながっていくことについて事務局から説明いただいたが、質問、意見等あればお願いしたい。

(質問、意見等なし)

(丸田会長)

他に発言も無いため、この辺りで良いか。

それでは、議事ウ「平成 22 年度の取組について」は本協議会として了承とさせていただきます。よろしいか。

(全員異議なし)

エ 相談支援事業実績について

(丸田会長)

それでは、続いて相談支援事業の実績について事務局から説明をお願いします。

(福祉課障がい支援係 草野主事)

平成 21 年度（4～3 月）の相談支援活動の報告について、資料 3 により説明させていただきます。今回の報告書は、前回の協議会で報告したものに、平成 21 年 2 月、3 月分を追加して作成してある。

(1 ページ)

平成 21 年度の相談件数の推移を、障がい別、月別に集計したものである。グラフで示したとおり、知的障がいのが通年で多いことが分かる。知的障がいの相談件数は全体の 62%を占めている。その反対に、発達障がい、重症心身障がい、高次脳機能障がい、その他は、全体の 5%で少ない傾向にある。

(2 ページ)

平成 21 年度と平成 20 年度の相談件数を、障がい別に比較したものである。昨年との比較でも、知的障がい以外の障がいに比べ、伸びていることが分かる。伸び率は、前年比 29%となる。

(3 ページ)

平成 21 年度の相談内容の傾向について、4～5 ページで集計した内容をもとに、障がい別の相談内容の傾向をまとめたものである。ほとんどの障がいにおいて、障がい福祉サービスの利用に関する相談が多い傾向にある。相談件数が 1 番多い知的障がいでは、障害福祉サービスに関する相談が全体の 41%を占めている。その他の相談内容としては、健康・医療に関する相談が、知的障がい、精神障がいが多い傾向にある。

(6 ページ)

左の「5 平均相談回数」は、障がい別に月単位の相談回数の平均を算出し、多い順に並べたものである。平均相談回数の最も多い知的障がいは、5.23 回で、次に多い高次脳機能障がいの 1.47 倍となっている。

右の「児童と者の割合」は、障がい別に、相談件数を児童、者で分けた割合を、児童の割合が多い順に並べたものである。児童の割合が最も多いのは発達障がいで、全体の 82%を占めている。相談件数が、最も多い知的障がいでは、児童の割合は 12%である。

(7 ページ)

平成 21 年度の相談支援実利用者数を、障がい別に集計したものである。相談支援の実利用者数も、知的障がい以外の障がいに比べ多いことが分かる。新規実利用者数についても同様の傾向にある。

相談支援実利用者数が最も多い知的障がいは、全体の 46%を占めている。発達障がい、重症心身障がい、高次脳機能障がい、その他は、全体の 11%で少ない状況にある。

(8～9 ページ)

平成 21 年度の新規相談者の傾向について、障がい別にまとめたものである。初期相談者は、全体では、行政機関等、本人・家族等、各種事業所、医療機関の順で多い傾向にある。

ただし、本集計は、相談支援事業所が最初の相談を受けた相手を集計してあるため、初期相談者が行政であっても、本人又は家族等を介してつないでいる場合もあるため、実態としては本人又は家族等からの相談が多いと考えられる。

以上、平成 21 年度の相談支援活動の報告とさせていただきます。

続いて、平成 22 年度 4～8 月までの相談支援活動の報告を資料 4 により説明させていただきます。

(1 ページ)

相談件数の推移を、障がい別、月別に集計したものである。グラフで示したとおり、知的障がいが通年で多いことが分かる。知的障がいの相談件数は、8月末時点の集計で全体の56%を占めている。

(2 ページ)

平成22年度と平成21年度の相談件数を、障がい別に比較したものである。8月末時点の相談件数を比較すると、昨年に比べ、発達障がい、精神障がい、知的障がいの順で増加している。相談件数が最も伸びている発達障がいは、昨年度と比べ611%伸びている。これは、同一の発達障がい者からの相談がほぼ毎日、また1日に複数あり、このような数字となった。相談件数については昨年度と同様、知的障がい者が群を抜いて多い傾向にある。

(3 ページ)

相談内容の傾向について、4～5ページで集計した内容をもとに、障がい別の相談内容の傾向をまとめたものである。引き続き、ほとんどの障がいにおいて、障がい福祉サービスの利用に関する相談が多い傾向は変わらない。精神障がい、発達障がいにおいては、健康・医療に関する相談と不安解消・情緒不安定に関する相談が多くなっている。

また、不安の解消・情緒不安定に関する相談件数については、8月末時点で既に昨年度の件数に追いつきそうであり、昨年度よりも相談頻度が多くなっている。

(6 ページ)

左の「5 平均相談回数」は、障がい別に月単位の相談回数の平均を算出し、多い順に並べたものである。平均相談回数の最も多い発達障がいは、25.11回で、次に多い高次脳機能障がいの4.67倍となっている。

右の、「児童と者の割合」は、障がい別に、相談件数を児童、者で分けた割合を児童の割合が多い順に並べたものである。8月末時点で児童からの相談があったのは知的障がいのみである。

次回の協議会では、平成22年度の相談支援実利用者数と新規相談者について集計を行い、相談される方の傾向についても把握し、報告させていただく。

以上、平成22年度4月～8月までの相談支援活動の報告とさせていただく。

(丸田会長)

最初の方の議題で協議会の全体像を理解いただき、二つ目の議題では平成22年度どのように取り組んできているかについて理解いただいた。そして、ただ今は相談支援事業の実績を具体的なデータで協議会へ頂いたわけだが、それぞれ様々な感想、意見をお持ちかと思う。三条市における相談支援の現状を理解いただいた上で何か発言があればお願いしたい。

鍋嶋委員はいかがか。今の議事で三条市の相談実績を見ていただくと、特に発達

障がいに関して、情緒安定のことだとか健康面に関して相談の伸びがずいぶん高い。その辺、三条市における支援体制の中で発達障がいの支援体制はどのようなものがあるのか関心があるが何か意見はあるか。

(鍋嶋委員)

この600%くらいの伸びというのは、本当に全てが相談支援なのか。誰か常に話を聞いてくれる場所があれば良いのではないか。本当にこれが相談件数なのかという疑問がある。毎日とにかく決まった人から電話がかかってくるというのであれば、特にそれは相談ではなく話を聴いてほしいという数字になるのではないかと思う。少し愚痴を聴いて欲しいという程度で毎日電話がかかってくるのであれば、今日出席の事業所からも参画いただいている、すまいる本町は当事者の方から自分たちの居場所ができた、話を聞いてくれる人がいるということでだいぶ喜ばれて使われているため活用いただきたい。

(福祉課障がい支援係 草野主事)

相談件数のカウントの仕方について、全体で統一が図れるようにしていきたい。

また、お話しいただいた、すまいる本町等の社会資源を利用しながら支援に当たっていききたいと思う。

(鍋嶋委員)

就労に関しては、障がい者の雇用だけでなく社会福祉協議会の方にも毎日のように貸し付けの相談等が来ている。今の経済状況の中で、雇用が全くないという。

残念ながらハローワークの方が欠席だが、まず生活の基盤を安定させるということにおいて就労は非常に大事な部分だと思う。そして、このことは個々のケース検討に必ず話が出てくるのかなと思う。特に困難ケースというのは、本当に必要とされる収入源が、生活保護や障がい者の方の年金だけが頼りで、仕事がないというケースが最近数多く見られる傾向にある。何か良い施策といっても難しいと思う。

今、就労支援というのは障がいだけでなく、一般の人も含めた中で一体的に行っていかなければならないと思う。

(西潟委員)

この活動報告の中で相談支援の回数や件数が挙がっているが、ケースが増えるばかりなのかと思って見ている。実際、色々な関係機関に相談支援が中心になってつなげていくと思うが、相談を受けた事項に相談支援が関わっていた期間、その事項が良い方向へ行くという作業の期間は平均してどのくらいかかるのか。色々なケースがあると思うが、どのくらい関わっているのか聴かせてもらいたい。

(福祉課障がい支援係 草野主事)

正式な統計は取っていないが、私が見させていただいている限りでは、終わりが無く関わっているという方もいるし、ただ、そういう方でも月に何回かの支援で終わる方もいれば、ひと月集中的にみっちり付き合えないと生活することができない

という方もいる。一人の人の支援で、丸一日つぶれてしまう相談支援専門員もいる。

(西潟委員)

実質的な支援に、相談支援専門員も入るとのことか。

(福祉課障がい支援係 草野主事)

毎回ではないが、入ることもある。

(丸田会長)

相談支援事業所からも、コメントいただけるとありがたい。

相談の受付日があり、どのような相談であるかニーズをアセスメントし、援助の計画を立て、問題が解決し、相談が終結していくという捉え方を当然していると思うが、それを含めてコメントをいただくと委員の方々は理解が深まると思うのでお願いしたい。

(障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員)

その方によって様々だと思う。それこそ、相談受付日から3年経つのにまだ集中して支援が必要な方もいる。また、次の事業所につないであとは様子伺い程度で良い方もいる。家庭的な支援が必要だと、相談支援として付き合う期間が長くなる傾向にある。また、一人暮らしや障がい者のみの世帯もそういった傾向がある。

本人へヘルパーを入れ、あとは時々様子を聴くだけで良い方、ご家族の仕事の状況から把握して来月の予定を組んで、急なキャンセルが出たら事業所へ連絡を入れてという支援が必要な方、実質的な支援、急な生活支援程度までしなければならない、しなければその後の生活まで行き詰ってしまうような方もいる。また、生活支援はヘルパーや家族へ任せてコーディネートだけすれば良いという方もいる。傾向として、本人を含め家族支援が必要な方は相談支援が長い傾向にある。

(西潟委員)

次々に相談の内容が変わっていくということか。最初の相談内容がクリアすると、また次の課題が出てきて相談の中身が変わって続いていくということか。

(障がい者就業・生活支援センター 阿部相談支援専門員)

そうである。

(丸田会長)

そういう意味では、相談ケースが何件あった、何%だったということだけでなく、少し質的なものが入ってきて、三条市における相談支援の特徴が別の角度から把握できると議論しやすいのではないか。

(西潟委員)

数だけでは見えてこないものがたくさんあるのではないかと思います。

(丸田会長)

先ほど、鍋嶋委員も言われたように例えば特定の方が頻回に渡って相談したことが、相談件数として反映されると、実は実件数1人か2人だが60回の相談を稼いで

しまうということもある。その背景にどんな相談があるのか、愚痴なり、日頃の電話をして何か話を聴いてもらいたいという相談なのか、もう少し問題解決が必要な相談なのかという、質が入ってくるとさらに分かりが良くなるのかと思う。今日は、結論を出す場ではないため、そのような発言があったということで受け止めさせてもらいたい。

ここまでを通して猪山委員はいかがか。

(猪山委員)

相談に関して言えば、何度も相談をする方がいる一方、一度も相談したことが無いという方が結構いる。そういう人達の声を、どうやって拾い上げていくかということが重要なことだと思う。

(丸田会長)

アウトリーチ、問題を抱えていると思われるが、実際に相談支援事業者のもとへ相談として上がって来ない、あるいは行政にもなかなか相談として上がって来ないという三条市内の障がいのある方たちに、どうアプローチしていけば良いか何か意見はあるか。

(猪山委員)

私どもの施設利用者については、毎日顔を合わせるため声をかけるということでアプローチできるが、利用者としてはっきりしない地域活動支援センターに来た方への声掛けはなかなか難しい。

先日、生活保護の方のボランティアということで市職員が来たが、声掛けが欲しいという方がたくさんいらっしゃるという話をしていたため、そういう方へ声掛けができればいいなと考えているが、具体的にどうするかとなると難しいと思う。

(丸田会長)

サービスは使っていないが、活動支援センターの中へ話し相手を求めたり、少し余暇活動を含めて来られる方がいる。そういう方がどういうニーズを持たれているのか、声を掛けてもらったり、相談はないかと聴いてあれば新たなニーズが発見できると思うが、その辺何か工夫があればどうか。

(鍋嶋委員)

特に、民生委員や自治会長を含めた地域の方々の情報でも、そこで止まってしまっているのでは意味が無い。色々なネットワーク、チャンネルを持った中でつながっていかねばならないと思う。「こういうときにここへ行ったら良い」という情報が共有されていないとニーズも見つけられないかもしれない。

(丸田会長)

何か三条方式、三条ルールのようなものが上手く作れると良い。社協にも大きな期待があるかと思う。

振興局の役割も大きいものがあるが、嶋田委員いかがか。

(嶋田委員)

直接は関係ないが、生活保護の話を含めて様々な話、正直言って私どもも生活保護の業務で、弥彦村と田上町の二つの町村を担当しているが、やはりその中でも就労の話が当然出てくる。先ほど話されたように、そういう方も就労は難しいという状況がある。したがって、障がい者の方となると、実際の就労というのは非常に厳しいということは実感として感じるところである。

(丸田会長)

要援護者の中には当然、高齢者も障がい者もいると思うので、そういった要援護者の情報をどう地域の中で共有していくかという課題提起もあった。たくさんニーズを抱えているが、それがなかなか相談事業者や行政へ届かない、そういうニーズをどうやって発掘、見つけ出していくかという課題も出てきたかと思う。

今日は第1回の協議会であったため、全体の仕組がどうなっているか、また現に動いている仕組がどのような課題を見出しているのか、現に相談支援事業者における相談支援の実績がどうかということについてご理解いただいた。その中でいくつか課題が見えてきたように思う。その辺、事務局から整理してもらい連絡調整会議、相談支援ケース検討会、事業所情報交換会へ下ろしていく道筋についても整理をお願いしたい。

実績に関しては、以上のような説明を受け意見交換をさせていただいたということの良いか。

(一同了承)

オ その他

(丸田会長)

では、議題最後のその他だが事務局で用意しているものがあればお願いしたい。

(駒形福祉政策室長)

事務局では特に用意していない。

(丸田会長)

改めて、皆様から何かあるか。

(高井委員)

昨年度の協議会の第2回で、日中一時サービスの利用の部分で利用状況がさくら、ピュアハウスに偏っていて、県央福祉会の事業所の利用が進まないという話があったため、法人に持ち帰って話をした。その対応として、親御さんにとって利用しやすいように利用時間を午前8時から午後6時までに時間延長した。

また、例えば杉の子工房の利用意向があったもののいっぱいだったときに、法人内の他の施設に空きがあれば紹介して、ワンストップの対応ができるよう連携していこうということで確認を取った。

(丸田会長)

前回、三条市における課題として日中一時サービスの事が話題になり、それに対応するため県央福社会で協議をいただき、一定の対応策が具体化されたということであった。ぜひ、積極的な活用をしてもらいたいということであった。

他に無いようであれば、次回の日程について事務局からお願いしたい。

(駒形福祉政策室長)

今日、色々出た課題等を取りまとめたいと思っている。

次回は、来年3月になる。また、日程等が決まったら案内させていただくので、出席をお願いしたい。

(4) 閉 会

(丸田会長)

予定していた議事は全て終了した。

以上で、平成22年度第1回三条市地域自立支援協議会を終了させていただく。

閉 会 午後3時40分